
社会福祉法人一般監査

よくある指摘事項とその対応について

※ 一般監査において指摘の多かった事項を中心に、その対応方法について項目ごとにまとめたものです。

	ページ
① 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	1
② 評議員会の招集が適正に行われているか。	2
③ 評議員会の決議が適正に行われているか。	3
④ 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	5
⑤ 監事について、法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	6
⑥ 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	7
⑦ 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	9
⑧ 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について 理事会に報告をしているか。.....	10
⑨ 事業区分等は適正に区分されているか。	12
⑩ 計算書類及び附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	13
⑪ 法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	14

① 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。

【指導監査ガイドライン：I - 3 - (1) - 2※】

※ 「監査事項」の項目番号を示しています。

(例) 「I 法人運営」>「3 評議員・評議員会」>「(1) 評議員の選任」>「2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。」

【よくある指摘】

- 評議員会の欠席が継続している評議員がいる。

【対応について】

- 日程の調整等により出席状況の改善を図ってください。ただし、実質的に出席が叶わない評議員がいる場合は、選任替えも含め検討してください。

【着眼点（指導監査ガイドライン p.8）】

○ 評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にあるものが、名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないかについて確認する。

この場合に、評議員として不適當であるとの判断を行う基準は、原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者であることとする。ただし、指導監査を行う時点において、前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者であることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。

指導監査においては、「指導監査ガイドライン」で定める「着眼点」に基づいて確認を行います。

このため、「よくある指摘」及び「対応について」の項目と併せて、当該指摘事項に対応する「指導監査ガイドライン」の「着眼点」を記載しています。

「指導監査ガイドライン」：社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」

② 評議員会の招集が適正に行われているか。

【指導監査ガイドライン：I - 3 - (2) - 1】

【よくある指摘】

- 評議員会の日時及び場所等（※）を理事会で決議していない。

【対応について】

- 評議員会を開催するには・・・

手順1：理事会で評議員会の日時及び場所等（※）を決議してください（理事会議事録に記載）。

手順2：1の日時及び場所等を記載した招集通知を発出してください（評議員会の1週間前までに）。

（※）日時及び場所等

- ①日時及び場所 ②議題（評議員会の目的である事項） ③議案の概要

【着眼点（指導監査ガイドライン p.9）】

○ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等（注）を定め、理事が評議員会の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する）。なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければならない。指導監査を行うに当たっては、これらの手続が適正になされているかについて確認する。

（注）理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。施行規則第2条の12）

なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条）、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。

③ 評議員会の決議が適正に行われているか。

【指導監査ガイドライン：I - 3 - (2) - 2】

【よくある指摘】

- 決議について特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。

【対応について】

- 評議員会において決議を行う前に、その決議について特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認してください。
なお、指導監査においては、この確認の実施状況について、指導監査ガイドラインに基づき以下の①、②又は③により確認を行います。
 - ① 評議員会の議事録を確認する。（原則）
 - ② 当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発しているかを確認する。
 - ③ 評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めているかを確認する。

【着眼点（指導監査ガイドライン p.11）】

- 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係（注1）を有する評議員が加わることはできないことから（法第45条の9第8項）、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。そのため、当該法人においてその確認がなされたかを、指導監査において確認する必要がある。

この確認は、原則として議事録で行うものであるが、評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要である。

（注1）「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法（明治29年法律第89号）第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。

【参考】評議員会の決議事項

評議員会は、改正法施行前の諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられています。

従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定されています。

また、評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできません。

評議員会は法人運営における業務執行機関ではなく事後的に法人運営を監督する機関であること、評議員会の開催回数は少ない（通常は年1回の定時評議員会）こと等を鑑み、評議員会の開催に際しては、適正な招集及び議決を行う必要があります。

④ 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。

【指導監査ガイドライン：I - 4 - (3) - 2】

【よくある指摘】

- 理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない。
- 理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない。
- 施設の管理者が理事として一人も選任されていない。

【対応について】

- 理事を選任するにあたっては、候補者のうち誰が「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」又は「施設の管理者」に該当するかを明確にし、それぞれが理事のうちに含まれていることを確認したうえで、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任する必要があります。

【着眼点（指導監査ガイドライン p.18）】

- 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある（法第44条第4項第1号、第2号）。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」（注）が理事として選任されている必要がある（同項第3号）。

（注）「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。

なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。

- 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断のみで、必要な識見を有していない、あるいは実情に通じていない等の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。

⑤ 監事について、法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。

【指導監査ガイドライン：I - 5 - (2) - 1】

【よくある指摘】

- 評議員会に提出する監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

【対応について】

- 評議員会に提出する監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得てください。
- 監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類として、監事の同意書又は理事会の議事録を備えるようにしてください。

【着眼点（指導監査ガイドライン p.20）】

- 監事の選任は評議員会の決議により行うため（法第43条第1項）、評議員会の決議が適切になされていることを確認する。
- 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注）の同意を得なければならず（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。

（注）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。

⑥ 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。

【指導監査ガイドライン：I - 6 - (1) - 1】

【よくある指摘】

- 理事会の招集通知を省略した場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない。

【対応について】

- 理事会の招集通知を省略する場合は、理事及び監事の全員の同意を得てください。
- 招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書面（同意書・議事録等）を備えるようにしてください。

【着眼点（指導監査ガイドライン p.27）】

- 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）。

なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても発出しなければならないことに留意する必要がある。

- 指導監査を行うに当たっては、理事会を招集した理事（法第45条の14第3項により招集した理事を含む。）が開催通知を期限までに発出しているか、招集通知を省略している場合には、理事及び監事の全員の同意があるかを確認する。

なお、理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。

【参考】

理事長を選定する理事会を定時評議員会と同日に開催する場合の招集手続について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡では、以下のとおり見解を示しています。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ

(平成28年6月20日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

問44-2 平成29年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議FAQ 問13 同旨】

1. 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。
2. なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催としない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。

以上のとおり、「招集手続きの省略等」により同日の開催が可能と回答しています。

このため、指導監査においては、理事長を選定する理事会を定時評議員会と同日に開催する場合の手続方法として「招集手続の省略」をご案内しています。

⑦ 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。

【指導監査ガイドライン：I - 6 - (1) - 2】

【よくある指摘】

- 決議について特別の利害関係を有する理事がいるかを法人が確認していない。

【対応について】

- 理事会において決議を行う前に、その決議について特別の利害関係を有する理事がいるかを確認してください。

なお、指導監査においては、この確認の実施状況について、指導監査ガイドラインに基づき以下の①、②又は③により確認を行います。

- ① 理事会の議事録を確認する。（原則）
- ② 当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発しているかを確認する。
- ③ 理事の職務の執行に関する法人の規程で、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合は届け出なければならないことを定めているかを確認する。

【着眼点（指導監査ガイドライン p. 28）】

○ 理事会の決議には、決議に特別の利害関係（注1）を有する理事が加わることができない（法第45条の14第5項）。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要があり、その確認が行われているかについて指導監査で確認する。この確認は原則として議事録で行うものであるが、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要であることに留意が必要である。

（注1）「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務（法第45条の16第1項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（注2）や利益相反取引（注3）の承認（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第4項により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。））等の場合がある。

（注2）理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと

（注3）理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと

⑧ 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について理事会に報告をしているか。

【指導監査ガイドライン：I - 6 - (1) - 4】

【よくある指摘】

- 理事長（及び業務執行理事）の職務執行について理事会に報告していない。

【対応について】

- 理事長（及び業務執行理事）は、理事会において、定款に定める回数（※）以上、職務執行に関する報告を行ってください。
 - ※ 定款例では以下の2パターンがあるため、法人の定款を確認してください。
 - ① 3か月に1回以上
 - ② 毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上

【着眼点（指導監査ガイドライン p.30）】

- 理事長及び業務執行理事は、理事会（注1）において、3か月に1回以上、職務の執行状況についての報告をする。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上（注2）とすることができる（法第45条の16第3項）。

指導監査を行うに当たっては、理事長及び業務執行理事が法令又は定款の定めに基づき報告をしているかを確認する。

（注1）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。

（注2）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えない。

【参考】 理事長の職務の執行状況の報告は、具体的にどのようなことを報告すべきか

報告事項は法定されていませんが、この報告は、理事会による理事長の職務執行の監督の実効性を確保するために規定されたものであることを踏まえ、法人の事業実態に合わせて適切な報告を行ってください。

なお、東京都福祉保健局は、以下のとおり報告事項の例を示しています。

「改正社会福祉法施行後の運営等に係る留意事項（平成29年5月15日版）」

（東京都福祉保健局指導監査部指導調整課社会福祉法人担当）

社会福祉法において報告事項は定められていないため、法人の状況に応じて報告事項を決めることとなりますが、職務執行状況の報告は、理事会による理事長等の業務執行の監督を十分に機能させるためのものであることを踏まえ、理事会が定めた理事長等の専決事項の他、理事会の決定に基づき理事長等が自己の職務として執行した以下のような事項を報告することが考えられます。

- ・ 部門別事業活動の報告
- ・ 月次決算について（四半期ごと／半期ごと等）
- ・ 事業及び経理上で生じた重要事項
- ・ 所轄庁への届出事項のうち重要なもの
- ・ 理事会決議事項のうち重要な事項の経過

⑨ 事業区分等は適正に区分されているか。

【指導監査ガイドライン：Ⅲ - 3 - (3) - 1】

【よくある指摘】

- 設けるべき拠点区分が設けられていない。
- 設けるべきサービス区分が設けられていない。

【対応について】

- 事業区分、拠点区分及びサービス区分を適切に区分していることを確認してください。
また、区分の設定について法人の経理規程と整合していることを確認してください。

【着眼点（指導監査ガイドライン p.58）】

○ 法人が行う事業については、会計管理の実態を勘案して、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所に関しては、これらを一つの拠点とする拠点区分を設け、計算書類を作成することとされている。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。

○ 各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定する。社会福祉事業と公益事業及び収益事業は、別の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。

○ 拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合には、事業の内容に応じて区分するために、サービス区分（注）を設けなければならない。

（注）サービス区分の設定については、次のような例がある。

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）における会計の区分
- ③ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）における会計の区分
- ④ ①から③以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの区分

⑩ 計算書類及び附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。

【指導監査ガイドライン：Ⅲ - 3 - (3) - 3】

【 (5) - 2】

【よくある指摘】

- 作成すべき計算書類が作成されていない。
- 作成すべき附属明細書が作成されていない。

【対応について】

- 作成すべき計算書類及び附属明細書が作成されているか確認してください。
なお、埼玉県福祉監査課は、「決算関係書類等のチェックリスト」を県ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

※ 掲載先の埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0606/toku-cho/houjin-seido.html>

【着眼点（指導監査ガイドライン）】

・ 計算書類について (p. 61)

- 会計基準においては、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければならない。なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。

・ 附属明細書について (p. 75)

- 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおり（※）であり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められている（別紙3（①）から別紙3（⑱）まで）。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能である。また、一部の附属明細書（注1及び注2）については、複数の附属明細書のうちのいずれかを作成すればよい。

※ 附属明細書の一覧、注1及び注2等については、指導監査ガイドラインをご参照ください。

⑪ 法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。

【指導監査ガイドライン：Ⅲ - 4 - (4) - 3】

【よくある指摘】

- 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合に、2週間以内に変更登記をしていない。
- 資産の総額について、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしていない。

【対応について】

- 登記事項に変更が生じていないか、また、変更が生じている場合には変更登記を行っているか、確認してください。

【着眼点（指導監査ガイドライン p.82）】

- 法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法第34条）こととされている。登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところ（注1、注2）により、変更の登記をしなければならない（法第29条第1項）。

（注1）政令に定める登記事項（組合等登記令第2条及び別表）は次のとおり。

- ①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権（注3）を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額

（注2）変更登記の期限（組合等登記令第3条）

- ・資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内
- ・資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内（毎年度6月末まで）

（注3）法人の代表権を有する者は、理事長のみであり、平成28年改正法施行前に、複数の理事が代表者として登記されていた法人にあっては、平成28年改正法施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり（平成28年改正法附則第15条）、理事長以外の代表者登記は抹消しなければならないことに留意すること。